

2014年6月10日 全12頁

# 法律・制度 Monthly Review 2014.5

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 5月の法律・制度に関する主な出来事と、5月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 5月は、政府の税制調査会に基礎問題小委員会が設置されたこと（12日）、いわゆる「プロ向けファンド」の販売対象者に制限を設ける政令・内閣府令案等が公表されたこと（14日）、不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る業務規程等の一部改正を公表したこと（22日）、金融商品取引法等の一部を改正する法律・保険業法等の一部を改正する法律が参議院にて可決・成立したこと（23日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○5月の法律・制度レポート一覧	.....	2
○5月の法律・制度に関する主な出来事	.....	3
○6月以後の法律・制度の施行スケジュール	.....	4
○今月のトピック		
株式課税強化提案の問題点	.....	5
○レポート要約集	.....	9
○5月の新聞・雑誌記事・TV等	.....	12
○5月の大和総研ウェブサイトコラム	.....	12

## ◇5月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
8日	「プロ向けファンド」の規制強化の動き ～適格機関投資家等特例業務に関する 規制の見直しへの動き～	堀内 勇世	金融商品 取引法	4
9日	2014年3月期の財務諸表の留意点(1) ～単体財務諸表の大幅簡素化～	吉井 一洋	会計	11
13日	法律・制度 Monthly Review 2014.4 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	13
20日	株式課税強化提案の問題点 ～配当・譲渡益課税強化は 株価下押し要因となりうる～	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	11
21日	「プロ向けファンド」規制強化の政・府令案 ～適格機関投資家等特例業務を巡る トラブルを受けて～	横山 淳	金融商品 取引法	7
	相続法制、見直し中 ～法務省、相続法制検討ワーキングチームの動向～	堀内 勇世	その他法律	5
23日	トレーディング勘定の抜本の見直し② ～【バーゼル委第2次市中協議文書】 内部モデル方式の改定案～	鈴木 利光	金融制度	14
28日	クラウドファンディング、金融指標などに関する 金商法等改正法、成立 ～2014年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	8

## ◇5月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	◇金融庁、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表。清算集中業務の対象者、対象商品を拡大する案（6月2日まで意見募集）。
6日	◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第11号「共同支配の取決め」の修正を公表。
7日	◇金融庁、FP・証券営業員等に対してNISA利用者の意識等に関するアンケート調査を実施（18日まで）。 ◇金融庁、「金融取引に係る租税回避への防止策に関する調査研究」報告書および「投資法人税制に関する調査研究」報告書を公表。
9日	◇経済産業省、「株主総会の招集通知のグッド・プラクティス事例調査の結果について」を公表。
12日	◇政府の税制調査会に、基礎問題小委員会が設置され第1回会合が行われる（小委員長は中里実税制調査会長が兼務）。配偶者控除および法人課税改革と関連する他税目（株式の配当・譲渡益課税含む）について議論が行われる。 ◇IASB、IAS第16号「有形固定資産」およびIAS第38号「無形資産」の修正を公表。
13日	◇財務省、2015年1月より物価連動国債の個人等への譲渡制限を一部解除する旨、公表。
14日	◇金融庁、適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等を公表。いわゆる「プロ向けファンド」の販売対象とできる投資家に制限を設ける案（6月12日まで意見募集）。 ◇番号法（マイナンバー法）に係る財務省関連政令が公布される。「みなし告知」について番号利用開始後3年間の経過措置が設けられる。
16日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」および改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を公表。四半期会計期間に企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合の取扱いを定める。
22日	◇東証、不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る業務規程等の一部改正を公表（31日施行）。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、MiFID II（金融商品市場指令）・MiFIR（金融商品市場規則）に係るコンサルテーションペーパー・ディスカッションペーパーを公表（いずれも8月1日まで意見募集）。
23日	◇日本公認会計士協会、「監査業務と不正等に関する実態調査」を公表。 ◇金融商品取引法等の一部を改正する法律・保険業法等の一部を改正する法律が参議院にて可決・成立（30日公布）。 ◇金融庁と公認会計士・監査審査会は、イギリス財務報告評議会（FRC）と「監査監督上の協力に関する書簡」の交換を行う。
27日	◇金融庁、「金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」を公表。PTS業者による個別銘柄のリアルタイム報告を不要とする等の改正案（6月27日まで意見募集）。
28日	◇金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令が公布。親子法人の主幹事引受制限の改正（6月1日施行）。 ◇日本証券業協会、「英国・米国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」報告書を公表。 ◇国際決済銀行・支払決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会、報告書『『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（レベル1

	評価報告書の初回アップデート)」を公表。 ◇IASB と財務会計基準審議会 (FASB) が、収益認識に関してコンバージェンスした新会計基準を公表。
30 日	◇金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令 (案)」等を公表。商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務・再勧誘の禁止の対象とする等の改正案 (6 月 30 日まで意見募集)。

### ◇6 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014 年	6 月	◇住民税均等割について年 1,000 円の復興増税が開始。
	7 月 22 日	◇東証、TOPIX100 構成銘柄について、呼値を最低 10 銭単位に縮小。
	10 月 1 日	◇雇用保険の教育訓練給付の支給率を現行の 10%から最大 60%に、支給額を現行の最大 10 万円から最大 144 万円に引き上げ。
	12 月 1 日	◇投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。
	12 月 31 日	◇この日の財産状況に係る国外財産調書から、国外財産調書の不提出・虚偽記載について罰則適用開始。 ◇直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税措置の適用期限。
2015 年	1 月 1 日	◇相続税・贈与税の抜本改正 (相続税・贈与税の最高税率の 55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の 4 割縮減など) の施行。 ◇所得税の最高税率が 40%から 45%に引き上げ。 ◇NISA の 1 年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に (2016 年 1 月 1 日以後償還のものに限る)。
	4 月 1 日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	10 月 1 日	◇消費税率が 8%から 10%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。 ◇厚生年金と共済年金が統合 (厚生年金に一元化)。
	12 月 31 日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016 年	1 月 1 日	◇公社債税制の抜本改正 (申告分離課税化、上場株式等との損益通算など) の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が 245 万円から 230 万円に縮小。 ◇番号制度 (いわゆるマイナンバー) の利用開始 (予定)。
	4 月 1 日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。
	10 月 1 日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。
2017 年	1 月 1 日	◇所得税の給与所得控除の上限が 230 万円から 220 万円に縮小。
	10 月	◇厚生年金の保険料率が 18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※2014 年 4 月 30 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3 月決算法人の例を記載している。太字は、2014 年 5 月中に決定した内容。

## ◇今月のトピック

## 株式課税強化提案の問題点

2014年5月20日 吉井 一洋・是枝 俊悟

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140520\\_008539.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140520_008539.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号に対応している。一部図表の掲載順を入れ替えている。

図表2 想定するケース別の加重平均した個人・法人通算の税率

想定するケース			株式の保有者	保有者のウェイト	法人段階の税率			個人段階の税率	個人・法人通算の税率	加重平均した個人・法人通算の税率
保有割合	税率	益金不算入			支払法人	受取法人	通算税率			
I	A	○/×	個人	100%	25%		25.00%	20%	40.00%	40.00%
	B	○/×	個人	100%	25%		25.00%	25%	43.75%	43.75%
	C	○/×	個人	100%	25%		25.00%	30%	47.50%	47.50%
II	A	○	個人(課税)	24%	25%		25.00%	20%	40.00%	40.64%
			個人(NISA)	7%	25%		25.00%	0%	25.00%	
			企業年金等	2%	25%		25.00%	0%	25.00%	
			法人	40%	25%	12.5%	34.38%	20%	47.50%	
			外国人	27%	25%		25.00%	15%	36.25%	
			個人(課税)	24%	25%		25.00%	20%	40.00%	
	A	×	個人(NISA)	7%	25%		25.00%	0%	25.00%	43.64%
			企業年金等	2%	25%		25.00%	0%	25.00%	
			法人	40%	25%	25.0%	43.75%	20%	55.00%	
			外国人	27%	25%		25.00%	15%	36.25%	
			個人(課税)	24%	25%		25.00%	25%	43.75%	
			個人(NISA)	7%	25%		25.00%	0%	25.00%	
	B	○	企業年金等	2%	25%		25.00%	0%	25.00%	42.85%
			法人	40%	25%	12.5%	34.38%	25%	50.78%	
			外国人	27%	25%		25.00%	15%	36.25%	
			個人(課税)	24%	25%		25.00%	25%	43.75%	
			個人(NISA)	7%	25%		25.00%	0%	25.00%	
			企業年金等	2%	25%		25.00%	0%	25.00%	
B	×	法人	40%	25%	25.0%	43.75%	25%	57.81%	45.66%	
		外国人	27%	25%		25.00%	15%	36.25%		
		個人(課税)	24%	25%		25.00%	30%	47.50%		
		個人(NISA)	7%	25%		25.00%	0%	25.00%		
		企業年金等	2%	25%		25.00%	0%	25.00%		
		法人	40%	25%	25.0%	43.75%	30%	60.63%		
C	○	外国人	27%	25%		25.00%	15%	36.25%	45.06%	
		個人(課税)	24%	25%		25.00%	30%	47.50%		
		個人(NISA)	7%	25%		25.00%	0%	25.00%		
		企業年金等	2%	25%		25.00%	0%	25.00%		
		法人	40%	25%	12.5%	34.38%	30%	54.06%		
		外国人	27%	25%		25.00%	15%	36.25%		
C	×	個人(課税)	24%	25%		25.00%	30%	47.50%	47.69%	
		個人(NISA)	7%	25%		25.00%	0%	25.00%		
		企業年金等	2%	25%		25.00%	0%	25.00%		
		法人	40%	25%	25.0%	43.75%	30%	60.63%		
		外国人	27%	25%		25.00%	15%	36.25%		
		個人(課税)	24%	25%		25.00%	15%	36.25%		

(注) 法人が受け取る配当については、(1/2益金不算入が適用された後)さらに法人税が課税された上で個人株主に配当するものと仮定した(法人段階で2回、個人段階で1回の三重課税)。実際には、法人Aが受け取った配当をさらに法人Bに支払い、法人Bがそれをさらに法人Cに配当し…という過程で、最終的に個人株主に利益が帰着するまでの過程で何重にも法人税が課税されることが考えられる。外国人が受け取る配当については15%で変わらないものとした。企業年金等の保有分は、年金の受取時の公的年金等控除を考慮し個人段階の税率は0%とした。

(出所)大和総研金融調査部制度調査課試算

補注：各ケースの記号（I II・ABC・○×）の意味については、次ページの図表1を参照。

図表1 個人・法人の通算税率を算出する上で想定するケース

想定するもの	記号	説明
株式保有者	I	株式を直接個人が保有しているとして、個人・法人通算の税率を想定するケース
	II	株式保有者を個人(課税分)・個人(NISA分)・企業年金等・法人・外国人の5区分に分け、株式保有者別の個人・法人通算の税率を求め、それを想定される株式保有比率で加重平均するケース
個人段階の配当の所得税率	A	現行の20%(地方税分含み、復興特別所得税分を除く)を想定するケース
	B	25%への引き上げを想定するケース
	C	30%への引き上げを想定するケース
法人受取配当の益金不算入	○	現行通り、法人の受取配当の1/2を益金不算入とできるケース
	×	法人の受取配当を全額益金算入とするケース

(出所)大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 個人段階の税率引き上げによる理論株価への影響

		AO		AO→BO		AO→CO	
		法人税25% 所得税20% 1/2益金不算入 と想定	加重平均した 個人・法人通算 の税率	法人税25% <b>所得税25%</b> 1/2益金不算入 に想定変更	加重平均した 個人・法人通算 の税率	理論株価の 変動率	法人税25% <b>所得税30%</b> 1/2益金不算入 に想定変更
I	個人の保有のみを想定	40.00%	43.75%	-6.3%	47.50%	-12.5%	
II	個人(課税分)・個人(NISA分)・法人・外国人の想定保有割合で加重平均	40.64%	42.85%	-3.7%	45.06%	-7.5%	

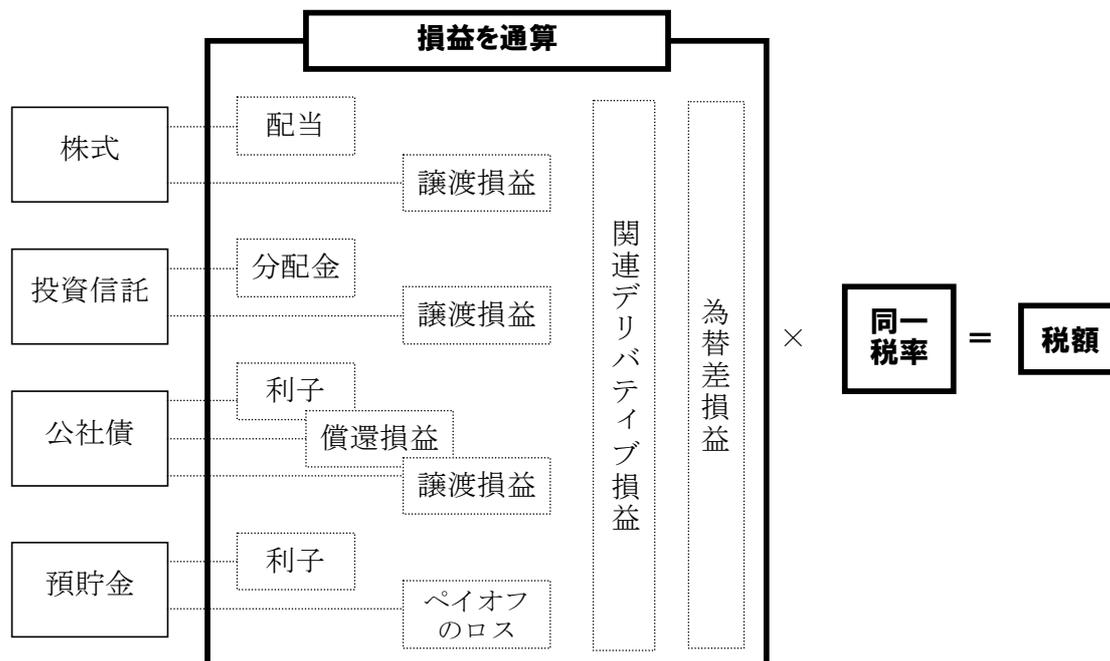
(出所)大和総研金融調査部制度調査課試算

図表4 個人段階の税率引き上げ・法人の受取配当全額益金算入による理論株価への影響

		AO		AO→A×		AO→B×		AO→C×		
		法人税25% 所得税20% 1/2益金不算入 と想定	加重平均した 個人・法人通算 の税率	法人税25% 所得税20% <b>全額益金算入</b> に想定変更	加重平均した 個人・法人通算 の税率	理論株価の 変動率	法人税25% <b>所得税25%</b> <b>全額益金算入</b> に想定変更	加重平均した 個人・法人通算 の税率	理論株価の 変動率	法人税25% <b>所得税30%</b> <b>全額益金算入</b> に想定変更
I	個人の保有のみを想定	40.00%	(実質的に制度変更がされないケースなので除外)	43.75%	-6.3%	47.50%	-12.5%			
II	個人(課税分)・個人(NISA分)・法人・外国人の想定保有割合で加重平均	40.64%	43.64%	-5.1%	45.66%	-8.5%	47.69%	-11.9%		

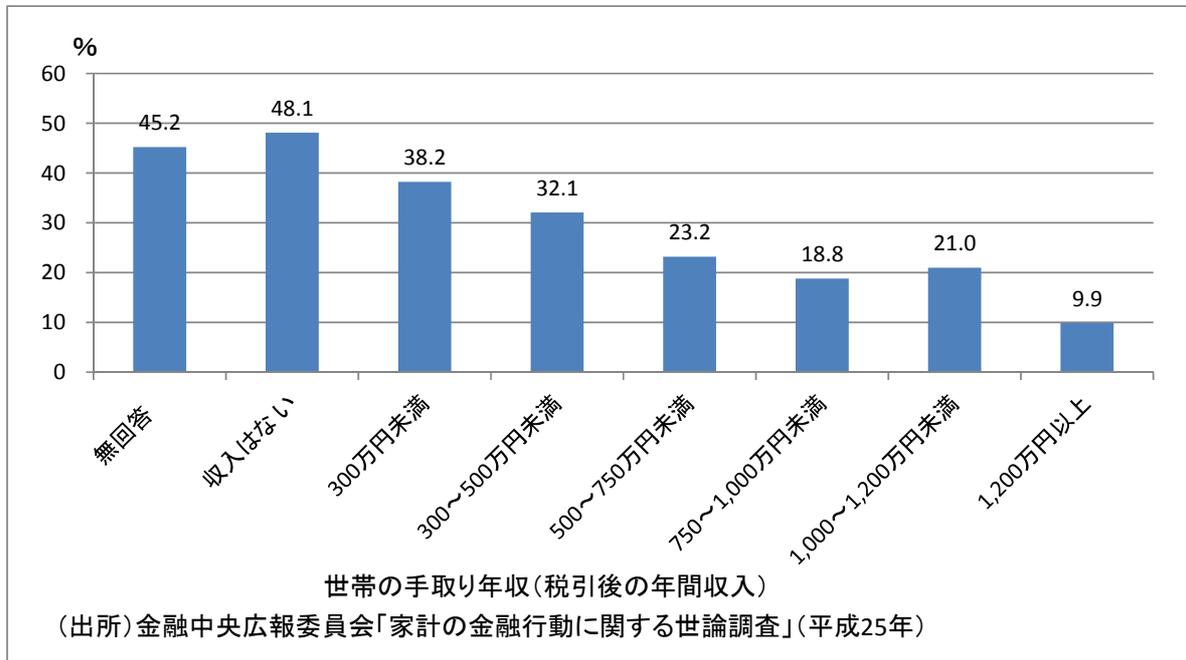
(出所)大和総研金融調査部制度調査課試算

### 参考資料1 金融所得課税一体化のイメージ図



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

### 参考資料2 世帯年収別の「金融資産のゼロ世帯」の割合 (2013年)



### 参考資料3 株式の二重課税（配当・譲渡益と利子の実質税負担比較）

#### 1. 法人実効税率 35%（現行）の場合

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 35%	0(損金算入)	▲35 (100×35%)	▲35 (100×35%)
法人課税後の所得	100	65	65
所得課税 20%	▲20 (100×20%)	▲13 (65×20%)	▲13 (譲渡益課税) (65×20%)
トータルの税率	20%	48%	48%
手取り	80	52	52

(注1) 復興特別所得税は考慮していない。

(注2) 配当について総合課税を選択した場合、配当控除考慮後の税率は、配当も含めた課税所得金額が330万円以下は7.2%で上記の手取りは60.32、同330万円超695万円以下は17.2%で上記の手取りは53.82となる。

#### 2. 法人実効税率を25%に引き下げた場合

	利子 100	配当 100	内部留保 100
法人課税 25%	0(損金算入)	▲25 (100×25%)	▲25 (100×25%)
法人課税後の所得	100	75	75
所得課税 20%	▲20 (100×20%)	▲15 (75×20%)	▲15 (譲渡益課税) (75×20%)
トータルの税率	20%	40%	40%
手取り	80	60	60

(注1) 復興特別所得税は考慮していない。

(注2) 配当について総合課税を選択した場合、配当控除考慮後の税率は、配当も含めた課税所得金額が330万円以下は7.2%で上記の手取りは69.6、同330万円超695万円以下は17.2%で上記の手取りは62.1となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【8日】

#### 「プロ向けファンド」の規制強化の動き ～適格機関投資家等特例業務に関する規制の見直しへの動き～

いわゆる「プロ向けファンド」に関する規制が強化されそうだとの報道が相次いでいる。

実際このことに関し、2014年4月18日に証券取引等監視委員会が金融庁長官などに対して建議を行うなどの動きも見られる。

現在の規制では、49名以下なら一般投資家（いわゆるアマ）に販売することができるような仕組みになっているが、この点につき何らかの規制強化を図るのではないかと推測される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140508\\_008505.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140508_008505.html)

### 【9日】

#### 2014年3月期の財務諸表の留意点（1） ～単体財務諸表の大幅簡素化～

2014年3月26日、金融庁は、有価証券報告書等における単体（個別）財務諸表の開示項目を大幅に簡素化する内閣府令を公表した。

府令では、連結財務諸表を作成している上場企業等の単体（個別）財務諸表の様式を会社法の要求水準に合わせる他、製造原価明細表、有価証券明細表、主な資産及び負債の内容などの開示が免除される。連結財務諸表で注記されている項目については、一部の例外を除き、個別（単体）財務諸表の注記は不要とされる。

改正後の府令（財務諸表等規則）は、2014年3月31日以後終了事業年度の単体（個別）財務諸表から適用される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20140509\\_008509.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20140509_008509.html)

### 【13日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2014.4 ～法律・制度の新しい動き～

4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

4月は、情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制が施行されたこと（1日）、消費税率が8%に引き上げられたこと（1日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140513\\_008520.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140513_008520.html)

## 【20日】

### 株式課税強化提案の問題点

#### ～配当・譲渡益課税強化は株価下押し要因となりうる～

2014年5月12日、政府税制調査会は基礎問題小委員会を設置し、法人税減税と関連する他税目にまたがる税制の課題について検討を開始した。その中で、株式譲渡所得や配当等に関する課税強化案が議論された。

株式への課税強化は、投資家の税引後の配当等の減少を通じて、株価形成に悪影響を与える。例えば、個人段階の所得税率が20%から25%に引き上げられる等とすると、配当割引モデルで算出した理論株価では、8.5%下落する可能性がある。

今後、政府税制調査会で法人課税等について議論し、改革の方向性をとりまとめるものとされている。その際には、株式の配当・譲渡益への課税強化には慎重な対応が望まれる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140520\\_008539.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140520_008539.html)

## 【21日】

### 「プロ向けファンド」規制強化の政・府令案

#### ～適格機関投資家等特例業務を巡るトラブルを受けて～

2014年5月14日、金融庁は適格機関投資家等特例業務（金融商品取引業者として登録することなく行われる、いわゆるプロ向けファンド業務）に対する規制を強化する政令・内閣府令などの改正案を公表した。

具体的には、適格機関投資家等特例業務を行う者が、ファンドの販売等を行うことができる投資者のうち適格機関投資家以外の者（アマ）の範囲について、現行の人数要件（49名以下）に加えて、一定の属性（金融商品取引業者等（法人のみ）、ファンドの運用者とその役員等、上場会社、外国法人、一定の要件（投資性金融資産1億円以上など）を満たす個人など）に該当する者に限定するという要件を追加するものとしている。

これはプロ向けファンドを巡るトラブル（プロ向けのはずなのに一般の投資者に販売され、被害が生じているなど）が増加していることを受けたものである。

金融庁は、2014年8月1日の施行を予定している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140521\\_008545.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140521_008545.html)

### 相続法制、見直し中

#### ～法務省、相続法制検討ワーキングチームの動向～

法務省の「相続法制検討ワーキングチーム」では、相続に関する法制（相続法制）の見直しが検討されている。

民法の相続に関する部分が主な検討対象である。

法務省から問題の所在や民法（相続に関する部分）の過去の検討状況などが説明され、その上で議論を進めるための最初のたたき台となる案が提示されて、議論がなされている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140521\\_008551.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140521_008551.html)

**【23日】****トレーディング勘定の抜本的見直し②****～【バーゼル委第2次市中協議文書】内部モデル方式の改定案～**

2013年10月31日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、トレーディング勘定の資本賦課に係る抜本的見直しの第2次市中協議文書、「トレーディング勘定の抜本的見直し：マーケット・リスク枠組みの改定」（第2次市中協議文書）を公表している。

第2次市中協議文書は、バーゼル委が2012年5月3日に公表した市中協議文書、「トレーディング勘定の抜本的見直し」（第1次市中協議文書）にて提案されたアプローチをより詳細にするとともに、新しいマーケット・リスクの枠組みに関する規則文書案を提示している。

そこで、計4回に分けて、第2次市中協議文書の内容を簡潔に紹介する。第2回となる本稿のテーマは、内部モデル方式の改定案である。

なお、内部モデル方式の改定案に加えて、バーゼル委は、標準的方式を、内部モデル方式に対するフロアまたはサーチャージ（追加資本賦課）として導入する利点について検討している。しかし、この件に関しては、包括的な定量的影響度調査（QIS）に続いて、新しい標準的方式と内部モデル方式の関係の影響度を分析した後、最終的な決断を下すとしている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140523\\_008560.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140523_008560.html)

**【28日】****クラウドファンディング、金融指標などに関する金商法等改正法、成立****～2014年金商法改正関連シリーズ～**

2014年5月23日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が可決、成立した。

この中には、①いわゆる投資型クラウドファンディングを巡る環境の整備、②内部統制報告書制度の見直し（上場後3年間は監査免除が可能）、③虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出会社の（流通市場における）損害賠償責任の過失責任化（現行は無過失責任）、④金融指標に係る規制の導入、⑤大量保有報告制度（自己株式の取扱いなど）の見直しなどが盛り込まれている。

主要部分については、公布日後1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140528\\_008581.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140528_008581.html)

## ◇5月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
○女性の活躍推進に係る税・社会保障制度の見直しに係る試算・コメント 産経新聞（5月13日付朝刊11面） 日本経済新聞（5月13日付夕刊9面、5月27日付朝刊28面） テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」（5月23日放送）		是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド （5月3・10日合併号）	数字は語る—女性の活躍推進に 必要となるのは夫婦の適正な家事分担	是枝 俊悟
	特集「年収1000万円の不幸」に 年収1000万円世帯の税・社会保険料等の 試算を提供	是枝 俊悟
全国銀行協会「金融」 （5月号）	英国ISAとの比較による 日本のNISAの展望	是枝 俊悟
ゆうちょ財団 「季刊 個人金融」 （2014春号）	教育資金の一括贈与非課税措置の仕組み と政策効果	是枝 俊悟
Financial Adviser （6月号）	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.39 「103万円の壁」と「130万円の壁」	是枝 俊悟
証券アナリストジャーナル （5月号）	NISAの導入の経緯と目的・特徴 —「貯蓄から投資」推進の中核的ツール として期待—	吉井 一洋
日経 QUICK ニュース （5月7日配信）	高頻度取引（HFT）規制論について コメント	横山 淳
フジサンケイビジネスアイ （5月13日付8面）	社外取締役の役割についてコメント	横山 淳
ロイター （5月15日配信）	取締役会の機能についてコメント	横山 淳
日経ヴェリタス （5月18日付48面）	種類株式についてコメント	横山 淳
毎日新聞 （5月25日付朝刊2面）	スクープ報道に係る開示について コメント	吉井 一洋
日経 QUICK ニュース （5月30日付配信）	大口信用供与等規制について コメント	鈴木 利光

## ◇5月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
5月15日	証券会社・金融機関と国際的な租税回避対応（FATCAと AEOI/GATCA、BEPS） <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140515_008522.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140515_008522.html</a>	吉井 一洋
5月21日	銀行を覆う二つの懸案事項：「銀行勘定の金利リスク」と 「GLAC」 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140521_008535.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140521_008535.html</a>	鈴木 利光